

道路占用料一覧表

占有物件		単位	占有料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,050円	
	第2種電柱		3,160円	
	第3種電柱		4,390円	
	第1種電話柱		1,160円	
	第2種電話柱		1,870円	
	第3種電話柱		2,620円	
	その他の柱類		210円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24円	
	地下電線その他地下に設ける線類		12円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,160円	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,440円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,160円	
	郵便差出箱		1,870円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	10,720円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,160円	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	96円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140円		
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210円		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		390円		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550円		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		970円		
外径が1メートル以上のもの		1,950円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	3,160円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	5,360円		
	地下に設ける通路	3,210円		
その他のもの	3,160円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	99円(占有の期間が1月以上の場合は、90円)	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	1,000円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,060円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,720円
	標識	1本につき1年	2,530円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	99円(占有の期間が1月以上の場合は、90円)
		その他のもの	1本につき1月	1,000円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	99円(占有の期間が1月以上の場合は、90円)
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,000円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,720円	
	その他のもの		5,360円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	1,060円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		400円		